[事案 2019-320] 保険料返還等請求

· 令和 3 年 5 月 3 日 和解成立

<事案の概要>

保険料が申込時から変更になっていることを不服として、保険料を申込時の金額に戻し、既 払込保険料との差額の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成22年6月に転換により契約した終身保険について、申込時の主契約の保険料がその後変更になっているが、以下等の理由により、主契約の保険料を申込時の金額に戻したうえで80歳までの保険料とし、既払込保険料との差額を返還してほしい。

- (1)募集時に、募集人から、ステップ払込方式であり10年後に保険料が上がるということについて説明がなかった。
- (2)契約後に保険料が変更されていたが、わずかな変更であったため気づかなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の保険料は、ステップ払込方式であり、契約から 10 年経過すると、保険料が 1.3 倍になるものであった。
- (2) 募集人は、募集時に、保険料がステップ払込方式であること等を含め、転換前契約と本契約を比較して、契約内容の説明を行っている。また、この点は、申込書、保険証券、毎年案内するお知らせにも記載されている。
- (3)申込書記載の保険料と契約成立時の保険料が異なっているのは、申込日と同日に、申立人が転換前契約の配当金を引き出したためである。
- (4)契約成立後に、申立人の退職等により払込方法が変わり、それに応じて保険料も変遷している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集に関する経緯および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足等は認められないものの、以下の理由から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1) 募集人は、事情聴取において、申立人に本契約を提案する際に、申立人の意向を確認することなく、募集人の方で、ステップ払込方式が良いのではないかと考えて提案したと陳述しているが、募集人には契約者の意向把握義務があるので、保険料払込方式についても、平準払込方式による場合と、ステップ払込方式による場合の両方の設計書を作成し、いずれの方式を希望するかについて、申立人の意向を確認することが望ましかった。